○中国地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	下関市武久町二丁目二七八番一から同市大字垢田字八ケ西一二一二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月三十一日

○九州地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び五十七号	大分市大字大分字上井東四三〇二番四から同市大字大分字北前田四七四八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月三十一日

○九州地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び三百二十五号	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立一八八五番一から同県菊池郡大津町大字瀬田字上砂蓋一七五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月三十一日

○北海道開発局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
根室市温根沼三四四番一から同市穂香一番四まで	前	A 一一一・〇〇～一一三・五〇	四四〇・〇〇メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 一五・〇〇～一一三・五〇 A 一一一・〇〇～一一三・五〇 B・C・D 一五・五〇～一一三・五〇	六・五一三キロメートル 四四・〇〇メートル 六・七一〇キロメートル	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二　一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三十六号及び三百三十六号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道浦河郡浦河町字月寒三七六番二地内	前	二四・七九～三八・二五メートル	〇・一一三キロメートル
	後	二四・七九～五〇・九八メートル	〇・一一三キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号	北海道枝幸郡浜頓別町字ブタウス二〇一番一から同町字頓別四一六七番三まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
〃	北海道枝幸郡浜頓別町字頓別三二五一番から同町字頓別三二四八番一まで	〃
二百四十一号	北海道川上郡弟子屈町ペケレ国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署四〇四六林班い小班地内	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字上久保内二一六番三地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道有珠郡壮瞥町字上久保内二〇五番九から同町字上久保内二〇五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年七月三十一日

資料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成25年度の平成26年５月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成26年7月31日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合 %
租税及印紙収入	45,354,000,000	2,613,955,862	32,654,196,408	35,268,152,271	△10,085,847,728	77.7
税	44,252,000,000	2,491,392,598	31,658,321,704	34,149,714,302	△10,102,285,697	77.1
所得税	14,785,000,000	732,858,143	12,383,409,122	13,116,267,265	△1,668,732,734	88.7
法人税	10,065,000,000	201,937,207	5,116,770,637	5,318,707,844	△4,746,292,155	52.8
相続税	1,495,000,000	230,242,504	1,144,176,597	1,374,419,101	△120,580,898	91.9